

周南市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

周南市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿等の作成及び公表)

第3条 市の機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、その保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）

(2) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、市の機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「周南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年周南市条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。ただし、市の機関以外の行政機関の長等から法第85条第1項の規定により移送を受けた事案については、この限りでない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定による写し等の交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写し等の交付に要する費用を負担しなければならない。当該写し等の交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。
- 3 経済的困難その他特別の理由があると市の機関が認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の負担を減額し、又は免除することができる。

(審査請求先)

第6条 市の機関がした開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は市の機関に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、市長に対してするものとする。

(審査会への諮問)

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、周南市情報公

開・個人情報保護審査会条例（平成16年周南市条例第37号）第2条第1項に規定する周南市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

(運用状況の公表)

第8条 市の機関等（市の機関及び市が設立した地方独立行政法人をいう。）は、毎年、個人情報保護制度の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は市の機関（市長を除く。）の規則その他の規程で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(周南市個人情報保護条例の廃止)

第2条 周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の周南市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員で

あった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第27条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。